



平成27年11月20日

自動車局環境政策課

ディーゼル乗用車等への不正ソフトの使用を禁止します！

本年9月、フォルクスワーゲン社が海外で販売していたディーゼル車の一部に、排出ガスを低減する装置を実際の走行では働かないようにする不正ソフトが使用されていたことが発覚しました。

本事案を受けて、ディーゼル乗用車等への不正ソフトの使用を禁止するべく、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)の所要の改正について、本日公布、施行しました。

改正の概要については別紙をご覧ください。

問い合わせ先:

自動車局環境政策課 升井

03-5253-8111(内線42535)

03-5253-8603(直通)

03-5253-1636(FAX)